独立保証報告書

独立した第三者保証報告書



2021年9月22日

KPMGあずさサステナビリティ株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号

代表取締役 斎藤和产

当社は、JX金属株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティリポート2021(以下、「サステナビリティリポート」という。)に記載されている2020年4月1日から2021年3月31日までを対象とした「マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)、International Council on Mining & Metals (以下、「ICMM」という。)の基本原則及び適用される声明文(Position Statements)に定められている必須要件と会社の方針との整合性、会社の重要テーマの特定及び優先順位付け並びに会社の重要テーマに対するアプローチ及びマネジメントに対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。サステナビリティリポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任、ICMMの基本原則及び適用される声明文に定められている必須要件と会社の方針との整合性について報告を行う責任、会社の重要テーマの特定及び優先順位付けについて報告を行う責任並びに重要テーマに対するアプローチ及びマネジメントについて報告を行う責任は会社にある。

当計の青仟

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000 「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410 「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティリポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティリポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内1工場に対する現地往査の代替的な手続としての質問及び証憑等の文書の閲覧
- 会社の方針に関する文書の閲覧及び質問を通じたICMMの基本原則及び適用される声明文の必須要件と会社の方針との整合性の検討
- 重要テーマの特定及び優先順位付けのプロセスについての質問及び関連文書の閲覧
- 重要テーマに対するアプローチ及びマネジメントについての質問及び関連文書の閲覧
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、すべての重要な点において、以下のように認められる事項は発見されなかった。

- サステナビリティリポートに記載されている指標が、会社の定める基準に従って算定され、表示されていない
- 会社の方針が、80頁に記載されているようにICMMの基本原則及び適用される声明文の必須要件と整合していない
- 会社の重要テーマの特定及び優先順位付けが37~38頁に記載されているとおりに行われていない
- 会社が $37 \sim 38$ 、 $39 \sim 42$ 、 $43 \sim 50$ 、 $53 \sim 60$ 、 $61 \sim 64$ 、 $65 \sim 66$ 、 $69 \sim 77$ 頁に記載されているとおりに重要テーマに対するアプローチ及びマネジメントを行っていない

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以 上

GRIスタンダード対照表(コア準拠)

◎は中核項目 緑色:コアオプション準拠のために採用しているスタンダード 水色:準拠のために採用したスタンダードではないが、参考としたスタンダード

番号 GRI 102:-	開示事項 一般開示事項	報告要求事項	該当ページ
	組織の名称	a. 組織の名称	P83-84:グローバルネットワーク
⊇102-2	活動、ブランド、製品、 サービス	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める	P7-8:価値創造モデル P17-18: JX金属グループの先端素材が 支える未来 P19-20: 事業領域と強み
⊇102-3	本社の所在地	a. 組織の本社の所在地	P83-84:グローバルネットワーク
0102-4	事業所の所在地	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載して いる項目との関連は問わない	P83-84: グローバルネットワーク
102-5	所有形態および法人格	a. 組織の所有形態や法人格の形態	P83-84:グローバルネットワーク
⊇102-6	参入市場	a. 参入市場。次の事項を含む i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入業種 iii. 顧客および受益者の種類	P9-12:トップメッセージ P17-18: JX金属グループの先端素材が 支える未来 P19-20: 事業領域と強み
∂102-7	組織の規模	a. 組織の規模。次の事項を含む i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について) iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について) v. 提供する製品、サービスの量	P13-16:中期経営計画 P17-18: JX金属グループの先端素材が 支える未来 P19-20: 事業領域と強み P83-84: グローバルネットワーク P92-93: ESGデータ集(雇用・働き方)
◎102-8	従業員およびその他の 労働者に関する情報	a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述e. 開示事項102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数の著しい変動(観光業や農業における季節変動)f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める)	P92-93: ESGデータ集 (雇用・働き方)
©102-9	サプライチェーン	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める	P7-8: 価値創造モデル P17-18: JX金属グループの先端素材が 支える未来 P19-20: 事業領域と強み P23-28: 事業別概況
⊚102-10	組織およびそのサプライ チェーンに関する重大な 変化	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む i. 所在地または事業所に関する変化 (施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化 (民間組織の場合) iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化 (選定や解消を含む)	P9-12: トップメッセージ P51-52: Column
⊚102-11	予防原則または予防的 アプローチ	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。 またその取り組み方	P9-12:トップメッセージ P21-22:非鉄金属を取り巻くリスクと機会 P29-32:特集1 P33-36:特集2 P39-42:地球環境保全への貢献 P53-60:魅力ある職場の実現 P61-64:人権の尊重 P69-77:ガバナンスの強化
◎102-12	外部イニシアティブ	a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	P79-81: 国際規範・イニシアティブへの 対応
©102-13	団体の会員資格	a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	P79-81: 国際規範・イニシアティブへの 対応
©102-14	上級意思決定者の声明	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の 最高意思決定者 (CEO、会長またはそれに相当する上級幹部) の声明	P9-12:トップメッセージ
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	P9-12: トップメッセージ P21-22: 非鉄金属を取り巻くリスクと機会
102-16	価値観、理念、行動基 準・規範	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	P1-2:イントロダクション
102-17	倫理に関する助言およ び懸念のための制度	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度	P69-77: ガバナンスの強化
□ □102-18	ガバナンス構造	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	P37-38: マテリアリティとESG推進体制 P69-77: ガバナンスの強化

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
102-19	権限移譲	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセ	
102 10		7	
102-20		a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	P37-38: マテリアリティとESG推進体制
102-21		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセスb. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか	
102-22	最高ガバナンス機関およ びその委員会の構成	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. 対バナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力 viii. ステークホルダーの代表	
102-23	最高ガバナンス機関の 議長	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由	
102-24	最高ガバナンス機関の 指名と選出	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む i. ステークホルダー (株主を含む) が関与しているか、どのように関与しているか ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか	
102-25	利益相反	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む i. 役員会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者の情報	P70-71:業務執行体制の強化
102-26	目的、価値観、戦略の設 定における最高ガバナン ス機関の役割	a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の 策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割	P37-38:マテリアリティとESG推進体制
102-27	最高ガバナンス機関の集 合的知見	a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施 策	P37-38: マテリアリティとESG推進体制
102-28		a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するための プロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して 行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む	P37-38: マテリアリティとESG推進体制
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含むb. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	
102-30	リスクマネジメント・プロ セスの有効性	a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割	P74-75:リスクマネジメント
102-31	経済、環境、社会項目の レビュー	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	P37-38: マテリアリティとESG推進体制
102-32	サステナビリティ報告に おける最高ガバナンス機 関の役割	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上 げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	
102-33	重大な懸念事項の伝達	a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	P70-71:業務執行体制の強化
102-34	伝達された重大な懸念 事項の性質と総数	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	
102-35	報酬方針	a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む i. 固定報酬と変動報酬 (パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定 株式を含む) ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付(最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む) b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか	
102-36	報酬の決定プロセス	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か C. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
102-37	報酬に関するステークホ ルダーの関与	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	
102-38	年間報酬総額の比率	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値 (最高給与所得者を除く) に対する比率	
102-39	年間報酬総額比率の増 加率	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値(最高給与所得者を除く)の増加率に対する比率	
©102-40	ステークホルダー・グ ループのリスト	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	P82: ステークホルダーエンゲージメント
©102-41	団体交渉協定	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	P93: ESGデータ集 (雇用・働き方)
©102-42	ステークホルダーの特定 および選定	a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	P82: ステークホルダーエンゲージメント
©102-43	ステークホルダー・エン ゲージメントへのアプ ローチ方法	a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す	P82: ステークホルダーエンゲージメント
©102-44	提起された重要な項目お よび懸念	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか(報告を行って対応したものを含む) ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	P82: ステークホルダーエンゲージメント
©102-45	連結財務諸表の対象に なっている事業体	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れ ているか否か	P4:サステナビリティリポート2021について
©102-46	報告書の内容および項 目の該当範囲の確定	a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明	P4: サステナビリティリポート2021について
©102-47	マテリアルな項目のリス ト	a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	P7-8:価値創造モデル P37-38:マテリアリティとESG推進体制
©102-48	情報の再記述	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	P85-94: ESGデータ集
©102-49	報告における変更	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更	該当なし
©102-50	報告期間	а. 提供情報の報告期間	P4: サステナビリティリポート2021について
©102-51	前回発行した報告書の日 付	a. 前回発行した報告書の日付 (該当する場合)	P4: サステナビリティリポート2021について
©102-52	報告サイクル	a. 報告サイクル	P4: サステナビリティリポート2021について
©102-53	報告書に関する質問の窓口	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	裏表紙
©102-54	GRIスタンダードに準拠 した報告であることの主 張	a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張 i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核 (Core) オプションに準拠して作成されている。」 ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括 (Comprehensive) オプションに準拠して作成されている。」	P4: サステナビリティリポート2021について 本対照表
©102-55	内容索引	a. GRIの内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する) b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める i. 開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について) ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由(該当する場合)	本対照表
©102-56	外部保証	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明b. 報告書が外部保証を受けている場合、i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠(サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合)。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含めるii. 組織と保証提供者の関係iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか	P4: サステナビリティリポート2021について いて P95: 独立保証報告書

特定標準開示項目

地球環境保	地球環境保全への貢献				
GRI-103:	マネジメント手法				
103-1	マテリアルな項目とその 該当範囲の説明	P29-32:特集1 P33-36:特集2 P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P39:地球環境保全への貢献			
103-2	マネジメント手法とその要素	P29-32:特集1 P33-36:特集2 P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P39:地球環境保全への貢献			

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
103-3	マネジメント手法の評価	_	P29-32:特集1 P33-36:特集2 P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P39-42:地球環境保全への貢献 P78:社外取締役メッセージ
GRI-301:	原材料		
301-1	使用原材料の重量また は体積	a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。 次の分類による i. 使用した再生不能原材料 ii. 使用した再生可能原材料	P86:ESGデータ集 (マスバランス)
301-2	使用したリサイクル材料	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	P86: ESGデータ集 (マスパランス)
301-3	再生利用された製品と 梱包材	a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に b. 本開示事項のデータ収集方法	
GRI-302	: エネルギー		
302-1	組織内のエネルギー消 費量	a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量 (ジュールまたはその倍数単位 (メガ、ギガなど) による)。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量 (ジュールまたはその倍数単位による)。使用した燃料の種類も記載する c. 次の総量 (ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 ii. 冷房消費量 iv. 蒸気消費量 ov. 蒸気消費量 d. 次の総量 (ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 販売した電力 ii. 販売した電力 ii. 販売した冷房 iv. 販売した冷房 iv. 販売した蒸気 e. 組織内のエネルギー総消費量 (ジュールまたはその倍数単位による) f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	P86-87:ESGデータ集 (マスバランス、 エネルギー)
302-2	組織外のエネルギー消 費量	a. 組織外のエネルギー消費量 (ジュールまたはその倍数単位 (メガ、ギガなど) による) b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	P86-87: ESGデータ集 (マスバランス、 エネルギー)
302-3	エネルギー原単位	a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か	P86-87:ESGデータ集 (マスパランス、 エネルギー)
302-4	エネルギー消費量の削減	 a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量 (ジュールまたはその倍数単位 (メガ、ギガなど) による) b. 削減されたエネルギーの種類 (燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準 (基準年、基準値など) と、その基準選定の理論 的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 	P86-87:ESGデータ集 (マスバランス、 エネルギー)
302-5		a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量 (ジュールまたはその倍数単位 (メガ、ギガなど) による) b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準 (基準年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	
GRI-303	: 水と廃水 2018	To I. V. Nicho V. Idella V. Garage	D44 40 - 70 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 1
303-1	共有資源としての水との 相互作用	 a. 取水され、消費され、排出される方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および、取引関係によって組織の活動、製品、サービスにもたらされ、または寄与し、もしくは直接関連した水関連のインパクト(例:流出水によるインパクト) b. 評価の範囲、期間、使用されたツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために使用された手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについての記述、以下を含む。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力するか、そして著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. 組織のマネジメント手法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明 	P41-42:環境保全の取り組み
303-2	排水に関連するインパク トのマネジメント	a. 排出される廃水の水質について設定された最低限の基準と、これらの最低限の基準がどのように決定されたかについての記述 i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準がどのように決定されたか ii. 内部的に開発された水質基準またはガイドライン iii. 業種特有の基準は考慮されたか iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したかどうか	

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
303-3	取水	a. すべての地域からの総取水量 (単位:千kL)、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量 (単位:千kL)、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水、およびi-ivに記載された取水源ごとのこの合計の内訳 c. 開示事項303-3-aおよび開示事項303-3-bに記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳 i. 淡水 (≤1,000mg / L 総溶解固形分) ii. その他の水 (> 1,000 mg / L 総溶解固形分) d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	
303-4	排水	a. すべての地域の総排水量 (単位:千kL)、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 第三者の水 および該当する場合はこの合計の量は他の組織の使用のために送られた合計量 b. すべての地域への総排水量 (単位:千kL) についての次のカテゴリー別内訳 i. 淡水 (≤1,000mg / L 総溶解固形分) ii. その他の水 (> 1,000 mg / L 総溶解固形分) c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量 (単位:千kL)、および次のカテゴリー別の総排水量内訳 i. 淡水 (≤1,000mg / L 総溶解固形分) ii. その他の水 (> 1,000 mg / L 総溶解固形分) ii. その他の水 (> 1,000 mg / L 総溶解固形分) d. 排水時に優先的に懸念される物質が処理されていること、次を含む i. 優先的に懸念される物質が必理されていること、次を含む i. 優先的に懸念される物質がどのように定義されているか、そして国際規格(あるならば)、信頼できるリスト、あるいは規準がどのように用いられているか ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定するアプローチ iii. 排出限度に違反した事案数 e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法 i論、前提条件など	P88:ESGデータ集 (水資源)
303-5	水消費	a. すべての地域での総水消費量(単位:千kL) b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量(単位:千kL) c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが同定された場合の水保管量の変化(単位:千kL) d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このためにとられたアプローチを含む	P88: ESGデータ集 (水資源)
GRI-304	生物多様性 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	いが生物多様性価値の高い地域との位置関係 iv. 事業形態 (事務所、製造・生産、採掘)	P41-42:環境保全の取り組み
304-2	活動、製品、サービスが 生物多様性に与える著し いインパクト	a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ii. 汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも) iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入 iv. 種の減少 v. 生息地の転換 vi. 生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む i. インパクトを受ける生物種 ii. インパクトを受ける地域の範囲 iii. インパクトを受ける地域の範囲 iii. インパクトの可逆性、不可逆性	P41-42:環境保全の取り組み

99 JX金属株式会社 サステナビリティリポート2021 100

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
304-3	生息地の保護・復元	a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的 とする第三者機関とのパートナーシップの有無 c. 各生息地の状況(報告期間終了時点における) d. 使用した基準、方法、前提条件	
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	ii. 絶滅危惧IB類 (EN)	
GRI-305 :	: 大気への排出		
305-1	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ1)	a. 直接的 (スコープ1) GHG排出量の総計 (CO₂換算値 (t-CO₂) による) b. 計算に用いたガス (CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₅、NF₃、またはそのすべて) c. 生物由来のCO₂排出量 (CO₂換算値 (t-CO₂) による) d. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ (株式持分、財務管理、もしくは経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	P86: ESGデータ集 (マスパランス) P89: ESGデータ集 (気候変動・大気汚染物質)
305-2	間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコー ブ2)	a. ロケーション基準の間接的 (スコープ2) GHG排出量の総計 (CO₂換算値 (t-CO₂) による) b. 該当する場合、マーケット基準の間接的 (スコープ2) GHG排出量の総計 (CO₂換算値 (t-CO₂) による) c. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NFȝ、またはそのすべて) d. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ (株式持分、財務管理、経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	P89:ESGデータ集 (気候変動・大気汚染物質)
305-3	その他の間接的な温室 効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ3)	a. その他の間接的 (スコープ3) GHG排出量の総計 (CO ₂ 換算値 (t-CO ₂) による) b. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて) c. 生物由来のCO ₂ 排出量 (CO ₂ 換算値 (t-CO ₂) による) d. 計算に用いたその他の間接的 (スコープ3) GHG排出量の区分と活動 e. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP情報源の出典 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	P89:ESGデータ集 (気候変動・大気汚染物質)
305-4	温室効果ガス(GHG) 排出原単位	 a. 組織のGHG排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的 (スコープ1)、間接的 (スコープ2)、その他の間接的 (スコープ3) d. 計算に用いたガス (CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて) 	P89:ESGデータ集 (気候変動・大気汚染物質)
305-5	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減された GHG 排出量 $(CO_2$ 換算値 $(t-CO_2)$ による) b. 計算に用いたガス $(CO_2$ 、 CH_4 、 N_2O 、 HFC 、 PFC 、 SF_6 、 NF_3 、またはそのすべて) c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 d. GHG 排出量が削減されたスコープ。直接的 $($ スコープ1 $)$ 、間接的 $($ スコープ2 $)$ 、その他の間接的 $($ スコープ3 $)$ のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	P29-32:特集1
305-6	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	a. ODSの生産量、輸入量、輸出量 (CFC-11 (トリクロロフルオロメタン) 換算値による) b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	
305-7	窒素酸化物 (NOx) 、硫 黄酸化物 (SOx) 、およ びその他の重大な大気 排出物	a. 次の重大な大気排出物の量(キログラムまたはその倍数単位(トンなど)による) i. NOx ii. SOx iii. 残留性有機汚染物質(POP) iv. 揮発性有機化合物(VOC) v. 有害大気汚染物質(HAP) vi. 粒子状物質(PM) vii. この他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 C. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	P86: ESGデータ集 (マスパランス) P89: ESGデータ集 (気候変動・大気汚染物質) P90: ESGデータ集 (化学物質)

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
GRI-306	:廃棄物 2020		
306-1	廃棄物の発生と廃棄物 関連の著しいインパクト		P33-36:特集2
306-2	廃棄物関連の著しいイ ンパクトの管理	 a. 組織自身の活動およびバリューチェーンの上流と下流における廃棄物の発生を防止し、発生した廃棄物からの著しいインパクトを管理するために取られた循環型対策を含む行動 b. 組織が自らの活動で発生した廃棄物が第三者によって管理されている場合、その第三者が契約上または法的な義務に沿って廃棄物を管理しているかどうかを判断するために使用されたプロセスの説明 c. 廃棄物に関連するデータを収集し、監視するために使用されたプロセス 	P33-36:特集2
306-3	発生した廃棄物	a. 発生した廃棄物の総重量をトン単位で示し、この総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか	P90: ESGデータ集 (廃棄物・副生物)
306-4	処分されなかった廃棄 物	a. 処分されなかった廃棄物の総重量 (トン) と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分されなかった有害廃棄物の総重量 (トン) と、この総重量の内訳を以下の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 c. 処分されなかった非有害廃棄物の総重量 (トン) と、この総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 d. 開示事項306-4-bおよび306-4-cに記載されている各回収作業について、処分されなかった有害廃棄物おび非有害廃棄物の総重量 (トン) の内訳 i. オンサイト ii. オフサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか	P90: ESGデータ集 (廃棄物・副生物)
306-5	処分された廃棄物	a. 処分された廃棄物の総重量をトン単位で示し、この総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分された有害廃棄物の総重量(トン)、およびこの総重量の次の処分作業別の内訳 i. 焼却(エネルギー回収なり) ii. 焼却(エネルギー回収なし) iii. 埋立て iv. その他の処分 c. 処分された非有害廃棄物の総重量をトン単位で示し、この総重量の次の処分業務別の内訳 i. 焼却(エネルギー回収なり) ii. 焼却(エネルギー回収なし) iii. 埋立て iv. その他の処分 d. 開示事項306-5-bおよび306-5-cに記載されている各処分作業について、処分された有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量(トン)の内訳 i. オンサイト ii. オフサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか	P90: ESGデータ集 (廃棄物・副生物)
GRI307:3	環境コンプライアンス	Strain and the strain of the s	
307-1	環境法規制の違反	a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	P40: 環境マネジメント
くらしをす	える先端素材の提供	WHAT COME COME COME	
	マネジメント手法		
103-1	マテリアルな項目とその 該当範囲の説明	_	P37-38: マテリアリティとESG推進体制 P43: くらしを支える先端素材の提供
103-2	マネジメント手法とその 要素	_	P37-38: マテリアリティとESG推進体制 P43: くらしを支える先端素材の提供
103-3	マネジメント手法の評価	-	P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P43-52:くらしを支える先端素材の提供
魅力ある間	場の実現		
GRI-103:	マネジメント手法 マテリアルな項目とその	_	P37-38: マテリアリティとESG推進体制
103-2	該当範囲の説明 マネジメント手法とその 悪素	_	P53:魅力ある職場の実現 P37-38:マテリアリティとESG推進体制 D52:触力を3階場の実現
103-3	要素マネジメント手法の評価	_	P53:魅力ある職場の実現 P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P53-60:魅力ある職場の実現

JX金属株式会社 サステナビリティリポート2021 102

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
GRI-401:	雇用		
401-1	従業員の新規雇用と離 職	a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率 (年齢層、性別、地域による内訳) b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率 (年齢層、性別、地域による内訳)	P92-93: ESGデータ集 (雇用・働き方)
401-2	正社員には支給され、非 正規社員には支給され ない手当	a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別)。これらの手当には、少なくとも次のものを含める i. 生命保険 ii. 医療 iii. 身体障がいおよび病気補償 iv. 育児休暇 v. 定年退職金 vi. 持ち株制度 vii. その他 b. 「重要事業拠点」の定義	
401-3	育児休暇	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数 (男女別) b. 育児休暇を取得した従業員の総数 (男女別) c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数 (男女別) d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数 (男女別) e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率 (男女別)	P92-93:ESGデータ集 (雇用・働き 方)
GRI-403:	労働安全衛生 2018		
403-1	労働安全衛生マネジメン トシステム	 a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明 i. 法的要件のためにシステムが導入されている。もしそうであるならば、法的要件のリスト ii. システムは、リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づき実施されている。もしそうであるならば、標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明 	P54-56:安全文化の醸成 P91:ESGデータ集 (労働安全衛生)
403-2	危険性 (ハザード) の特定、リスク評価、事故調査	a. 労働関連の危険性 (ハザード) を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性 (ハザード) を 排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明 i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法 (それらを実行する人の能力を含む) ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法 b. 労働関連の危険性 (ハザード) や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が 報復措置からどのように保護されているかの説明 C. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避で きるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明 (プロセスとは、危険性 (ハザード) を特定 し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛 生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む)	P54-56:安全文化の醸成 P91:ESGデータ集 (労働安全衛生)
403-3	労働衛生サービス	a. 危険性 (ハザード) の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明	P54-56:安全文化の醸成 P91:ESGデータ集 (労働安全衛生)
403-4	労働安全衛生における 労働者の参加、協議、コ ミュニケーション	a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、 労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明 b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機 関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由	P54-56: 安全文化の醸成 P91: ESGデータ集 (労働安全衛生)
403-5	労働安全衛生に関する 労働者研修	a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性(ハザード)、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる	P54-56:安全文化の醸成
403-6	労働者の健康増進	a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどうのように促進するかの説明、および提供されるアクセスの範囲の説明 b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明	P54-56:安全文化の醸成
403-7	ビジネス上の関係で直接 結びついた労働安全衛 生の影響の防止と緩和	a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、緩和するための組織のアプローチ、および関連する危険性 (ハザード) やリスクの説明	P54-56:安全文化の醸成
403-8	労働安全衛生マネジメン トシステムの対象となる 労働者		

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
		a. すべての従業員について	P54-56:安全文化の醸成
		i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合	P91: ESGデータ集 (労働安全衛生)
		ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合 (死亡者を除く)	
		iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合	海外事業所の度数率や労働時間につい
		iv. 労働関連の傷害の主な種類	ては、社内のデータ収集体制が整ってお
		V. 労働時間	らず必要な情報の入手が困難であるた
		b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について	め、現時点では開示しておりません。今後
		i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合(死亡者を除く)	数年かけて体制を整え、開示をすべく進め ております。
		II. 主人和木に来がるカ朗肉注の場合有数と割っ(光し有を味く) III. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合	(a74 y ₀
		iv. 労働財連の傷害の主な種類 v. 労働時間	
403-9	労働関連の傷害	c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性(ハザード)、次を含む	
	77 10 10 10 10 10	i. どのようにこれらの危険性 (ハザード) が決定されたのか	
		ii. これらの危険性 (ハザード) のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、も	
		しくは一因となったのか	
		iii. 管理体系を使用して、これらの危険性 (ハザード) を排除し、リスクを最小化するためにとられた、も	
		しくは進行中の措置	
		d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性 (ハザード) を排除し、リスクを最小化するためにと	
		られた、もしくは進行中の措置	
		e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間200,000時間もしくは1,000,000時間あたりに基づき 計算された割合かどうか	
		f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか	
		q. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法	
		論、前提条件など	
		a. すべての従業員について	
		i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数	
		ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数	
		iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類	
		b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について	
		i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 :: ころもないたが、	
		ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類	
403-10	労働関連の疾病・体調	C. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性 (ハザード)、次を含む	
100 10	不良	i. どのようにこれらの危険性 (ハザード) が決定されたか	
		ii. これらの危険性 (ハザード) のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは一	
		因となったのか	
		iii. 管理体系を使用して、これらの危険性 (ハザード) を排除し、リスクを最小化するためにとられた、も	
		しくは進行中の措置	
		d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか	
		e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法	
CDL 404:	研修と教育	論、前提条件など	
GNI-404	初修と教育	○ 和生期間由に - 知傑の学業員が座舗! も耳板の平均吐用(カの由記にトス)	P92: ESGデータ集 (人材育成)
404-1	従業員一人あたりの年間	a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間 (次の内訳による) i. 性別	F92:L3G7-5集(人材自成/
	平均研修時間	ii. 従業員区分	
	従業員スキル向上プログ	a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援	P59-60:人材育成·健康增進
404-2	ラムおよび移行支援プ	b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャ	
	ログラム	リア終了マネジメント	
	業績とキャリア開発に関	a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合 (男女別、	P59-60:人材育成·健康増進
404-3	して定期的なレビューを	従業員区分別に)	
	受けている従業員の割合		
GRI-405:	ダイバーシティと機会均等		Dev. 50.0 = 2 + # / # + + + + + + + + + + + + + + + +
		a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合: ************************************	P94: ESGデータ集 (ダイバーシティ)
		i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳~50歳、50歳超	
	ガバナンス機関および従		
405-1	業員のダイバーシティ	b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合	
		i. 性別	
		ii. 年齡層: 30歲未満、30歲~50歲、50歲超	
		iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標 (例えばマイノリティ、社会的弱者など)	
405-2	基本給と報酬総額の男 女比	a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率(従業員区分別、重要事業拠点別に) b. 「重要事業拠点」の定義	
人権の尊重	t		
GRI-103:	マネジメント手法		
103-1	マテリアルな項目とその		P37-38:マテリアリティとESG推進体制
103-1	該当範囲の説明		P61:人権の尊重
103-2	マネジメント手法とその	-	P37-38:マテリアリティとESG推進体制
	要素		P61:人権の尊重
103-3	マネジメント手法の評価	_	P37-38:マテリアリティとESG推進体制
			P61-64:人権の尊重

番号 CDL 444 : :	開示事項	報告要求事項	該当ページ
3RI-411:	先住民族の権利 先住民族の権利を侵害 した事例	a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置 (次の事項を含める) i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	P63-64:サプライチェーンでの人権配慮
GRI-412:	人権アセスメント		
412-1	人権レビューやインパクト 評価の対象とした事業所	a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合 (国別に)	P63-64: サプライチェーンでの人権配慮
412-2	人権方針や手順に関す る従業員研修	a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合	P62:人権教育·社内啓発
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	a. 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合b. 「重要な投資協定」の定義	P63-64: サプライチェーンでの人権配慮
也域コミュ	ニティとの共存共栄		
GRI-103:	マネジメント手法		
103-1	マテリアルな項目とその 該当範囲の説明	+	P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P65:地域コミュニティとの共存共栄
103-2	マネジメント手法とその要素	_	P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P65:地域コミュニティとの共存共栄
103-3	マネジメント手法の評価	_	P37-38:マテリアリティとESG推進体制 P65-68:地域コミュニティとの共存共栄
GRI-202:	地域経済での存在感		
202-1	地域最低賃金に対する 標準新人給与の比率 (男 女別)	a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新 人給与の比率 (男女別) を報告する b. 組織の活動に携わるその他の労働者 (従業員を除く) の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けてい る場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているか を記述する c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か (男女別)。参 照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する d. 「重要事業拠点」の定義	
202-2	地域コミュニティから採 用した上級管理職の割 合	a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合b. 「上級管理職」の定義c. 組織の「地域・地元」の地理的定義d. 「重要事業拠点」の定義	P67:地域コミュニティとの共存共栄 P94:ESGデータ集 (ダイバーシティ)
GRI-203:	間接的な経済的インパクト		
203-1	インフラ投資および支援 サービス	 a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲 b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス 双方を含む (該当する場合) c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する 	P65-68: 地域コミュニティとの共存共栄 P82: ステークホルダーエンゲージメント
203-2	著しい間接的な経済的イ ンパクト	a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト (プラスおよびマイナス) と特定された事例 b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項 (国内および国際的な基準、協定、政策課題な ど) を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの [著しさ]	
GRI-413: 413-1	地域コミュニティ 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所		P65-68:地域コミュニティとの共存共栄 P82:ステークホルダーエンゲージメント
413-2	地域コミュニティに著し いマイナスのインパクト (顕在的、潜在的)を及 ぽす事業所		P41-42:環境保全の取り組み
ガバナンス	の強化		
GRI-103: 103-1	マネジメント手法マテリアルな項目とその		P37-38:マテリアリティとESG推進体制
103-2	該当範囲の説明 マネジメント手法とその	_	P69: ガバナンスの強化 P37-38: マテリアリティとESG推進体制
103-3	要素マネジメント手法の評価	_	P69: ガバナンスの強化 P37-38: マテリアリティとESG推進体制 P69-77: ガバナンスの強化 P78: 社外取締役メッセージ

番号	開示事項	報告要求事項	該当ページ
GRI-205 : 205-1		a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合	
205-2	を行っている事業所 腐敗防止の方針や手順 に関するコミュニケー ションと研修	 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(地域別) b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(従業員区分別、地域別) c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に) e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に) 	P72-73:コンプライアンスの徹底
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または 更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	P72-73: コンプライアンスの徹底
GRI-206:	反競争的行為		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例(終結しているもの、していないもの)の件数b. 法的措置が終結したものについては、結果(決定や判決を含む)の主要点	P72-73: コンプライアンスの徹底
GRI-207:	税金 2019		
207-1	税務へのアプローチ	a. 税務へのアプローチについての説明。次の事項を含む i. 組織に税務戦略があるかないか。ある場合、公開していれば、その戦略へのリンク ii. 組織内で税務戦略を正式にレビューおよび承認するガバナンス機関または役員レベルの地位にある 者、およびレビューの頻度 iii. 法令遵守へのアプローチ iv. 税務へのアプローチが組織のビジネス戦略および持続可能な発展戦略にどのように結び付いているか	P72-73: コンプライアンスの徹底
207-2	税務ガバナンス、管理、お よびリスクマネジメント	a. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明。次の事項を含む i. 組織内で税務戦略の遵守に責任を負うガバナンス機関、または役員レベルの地位にある者 ii. 税務へのアプローチがどのように組織に組み込まれているか iii. リスクを特定、管理、監視する方法を含む、税務リスクへのアプローチ iv. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの遵守状況をどのように評価しているか b. 税務に関連する非倫理的または違法な行動や、組織の誠実性に関する懸念を通報するためのメカニズムの説明 c. 税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明、および該当する場合、この保証に関する報告、陳述、または見解への参照	P72-73: コンプライアンスの徹底
207-3	税務に関連するステーク ホルダー・エンゲージメン トおよび懸念への対処	a. 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのア プローチの説明。次の事項を含む i. 税務当局とのエンゲージメントに対するアプローチ ii. 税務政策(税制)に関する提言活動へのアプローチ iii. ステークホルダー(外部のステークホルダーを含む)の意見や懸念事項を収集・検討するためのプロセス	
207-4	国別の報告	a. 組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての税務管轄区域 b. 開示事項207-4-aで報告した税務管轄区域のそれぞれについて i. 所在する事業体の名称 ii. 組織の主たる活動 iii. 従業負数、およびこの数字の算定基準 iv. 外部売上による収益 v. 他の稅務管轄区域とのグループ内取引による収益 vi. 税引前損益 vii. 現金または現金同等物を除く有形資産 viii. 実際に支払った法人所得税 ix. 損益に基づいて発生する法人所得税 x. 税引前損益に法定税率が適用される場合に、損益に基づき発生する法人所得税と実際の納税額に差がある理由 c. 開示事項207-4で報告する情報の対象期間	
GRI-416:	顧客の安全衛生		
416-1	製品およびサービスのカ テゴリーに対する安全衛 生インパクトの評価	a. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために行っているものの割合	P76-77: グローバル品質ガバナンス
416-2	製品およびサービスの安 全衛生インパクトに関す る違反事例	a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の 違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	P76-77:グローバル品質ガバナンス
GRI-419:	社会経済面のコンプライアン	√ Z	
419-1	社会経済分野の法規制 違反	a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して ・重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯	P76-77:グローバル品質ガバナンス